

3. 平成 21 年度業務・会計監査報告

独立監査人の監査報告書

社団法人 日本腎臓学会
理事長 横野 博史 殿

平成22年4月9日

事務所名 公認会計士内川清雄事務所

公認会計士

公認会計士

私たちは、社団法人日本腎臓学会の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度の下記の財務諸表及び収支計算書(以下「財務諸表等」という)について監査を行った。

記

I 財務諸表

1. 一般会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
2. 専門医特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
3. 国際交流費特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
4. 次期電算化積立金特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
5. 慢性腎臓病対策費特別会計の貸借対照表及び正味財産増減計算書
6. 貸借対照表総括表
7. 正味財産増減計算書総括表
8. 財産目録

II 収支計算書

1. 一般会計の収支計算書
2. 専門医特別会計の収支計算書
3. 国際交流費特別会計の収支計算書
4. 次期電算化積立金特別会計の収支計算書
5. 慢性腎臓病対策費特別会計の収支計算書
6. 第39回西部学術大会の収支計算書
7. 収支計算書総括表

この財務諸表等の作成責任は理事者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。

私たちは我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

監査の結果、私たちの意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、社団法人日本腎臓学会の平成21年度末日現在の財政状態並びに同事業年度の正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に従って、社団法人日本腎臓学会の平成21年度の収支の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

社団法人日本腎臓学会と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

平成22年4月20日

社団法人 日本腎臓学会
理事長 横野 博史 殿

社団法人 日本腎臓学会

監事 齊藤 喬雄
同 市川 家國
同 山田 明

監査報告書

私たちは、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成21年度における会計及び業務の監査を行い、下記の通り報告する。

記

1. 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿ならびに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会およびその他の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況および財産状態を正しく表示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。

以上